

海外学術交流協定等に基づく 海外語学研修の単位認定取扱い要項

日本大学法学部
平成13年2月10日 制定
平成13年2月19日 改正
平成14年4月4日 改正
平成21年3月17日 改正
平成27年2月20日 改正
平成26年4月1日 施行
平成28年10月5日 改正
平成28年4月1日 施行
平成29年6月15日 改正
平成29年4月1日 施行
令和2年5月25日 改正
令和2年4月1日 施行

(目 的)

- 1 この要項は、日本大学と締結している海外学術交流協定校で実施される海外語学研修において、修得した成績を参加学生からの申請に基づき、本学部の外国語授業科目を履修したものと認定するため、その必要事項を定める。

(単位認定協定校)

- 2 対象となる単位認定協定校は、次のとおりとする。
 - ① 日本大学本部と締結している海外学術交流協定校
 - ② 日本大学法学部と締結している海外学術交流提携校

(認定科目名)

- 3 認定科目名は次のとおりとする。
 - ① 平成25年度以前の入学者
 - (1) 英語の場合：国際研修(英)Ⅰ～Ⅳ [〇〇〇大]
 - (2) 独語の場合：国際研修(独)Ⅰ～Ⅳ [〇〇〇大]
 - (3) 仏語の場合：国際研修(仏)Ⅰ～Ⅳ [〇〇〇大]
 - (4) 中国語の場合：国際研修(中)Ⅰ～Ⅳ [〇〇〇大]
 - (5) スペイン語の場合：国際研修(西)Ⅰ～Ⅳ [〇〇〇大]
 - (6) 韓国語の場合：国際研修(韓)Ⅰ～Ⅳ [〇〇〇大]
 - (7) ロシア語の場合：国際研修(露)Ⅰ～Ⅳ [〇〇〇大]
※上記のⅠ～Ⅳは4科目分を示し、修得順に数字を振っていく。
 - ② 平成26年度から令和元年度の入学者
 - (1) 英語の場合
ダブリンシティ大学(アイルランド)：国際研修(英)Ⅱ・Ⅲ
ダブリンシティ大学教員による短期集中英語研修(国内)：国際研修(英)Ⅳ・Ⅴ
ケンブリッジ大学ペンブルック・カレッジ(英国)：国際研修(英)Ⅵ
エリザベスタウン・カレッジ(米国)：国際研修(英)Ⅶ
ボンド大学(オーストラリア)：国際研修(英)Ⅷ
※ 上記のⅡ・Ⅲ及びⅣ・Ⅴは2科目分を示し、修得順に認定する。また、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷは1科目分を示す。
 - (2) 独語の場合
ウィーン大学(オーストリア)：国際研修(独)Ⅲ・Ⅳ

- (3) 仏語の場合
アヴィニョン大学（仏国）： 国際研修(仏) Ⅲ・Ⅳ
 - (4) 中国語の場合
中国科技大学（台湾）： 国際研修(中) Ⅲ・Ⅳ
※ 上記のⅢ・Ⅳは2科目分を示し、修得順に認定する。
 - (5) スペイン語の場合： 国際研修(西) Ⅱ・Ⅲ
 - (6) 韓国語の場合
新羅大学校（大韓民国）： 国際研修(韓) Ⅱ・Ⅲ
 - (7) ロシア語の場合： 国際研修(露) Ⅱ・Ⅲ
※ 上記のⅡ・Ⅲは2科目分を示し、修得順に認定する。
- ③ 令和2年度以降の入学者
- (1) 英語の場合： 国際研修(英) Ⅱ～Ⅴ
[ダブリンシティ大学（アイルランド）]
[ダブリンシティ大学教員による短期集中英語研修（国内）]
[ケンブリッジ大学ペンブルック・カレッジ（英国）]
[エリザベスタウン・カレッジ（米国）]
[ボンド大学（オーストラリア）（1年生のみ）]
※ 上記の英語Ⅱ～Ⅴは8科目分を示し、修得順に数字を振っていく。
 - (2) 独語の場合： 国際研修(独) Ⅱ～Ⅲ [ウィーン大学（オーストリア）]
 - (3) 仏語の場合： 国際研修(仏) Ⅱ～Ⅲ [アヴィニョン大学（フランス）]
 - (4) 中国語の場合： 国際研修(中) Ⅱ～Ⅲ [中国科技大学（台湾）]
※ 上記の選択必修外国語のⅡ～Ⅲは4科目分を示し、修得順に数字を振っていく。
 - (5) 韓国語の場合： 国際研修(韓) [新羅大学校（大韓民国）]
※ 上記の韓国語は2科目分を示す。

（認定単位数）

- 4 語学研修の参加1回につき1科目2単位とし、その単位数は卒業単位数に算入することができる。

（成績判定）

- 5 成績の判定は、当該大学からの成績報告書に基づき、学務委員会の議を経て、素点（100点満点）で評価し、学則第36条により、成績の判定を行う。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。